

○津市新型インフルエンザ行動計画（平成20年度策定）の概要

○津市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年度策定予定）の概要

第1章 総論

1 目的

- 新型インフルエンザの発生・まん延時
- ・ 地域住民の重大な健康被害や経済的・社会的被害
 - ・ 各所管における事務執行が停滞

市民や国・県を含めた関係機関と協力・連携を図りながら必要な対策を実施する必要がある。

新型インフルエンザ発生時における市民生活の被害を最小限に抑える。

2 新型インフルエンザの概要及び流行規模の想定

〈津市における被害想定〉
 医療機関受診者数 29,000人～57,000人
 入院患者数 1,200人～4,500人
 死亡者数 380人～1,500人

3 発生段階の概要と現状認識

〈本計画における分類〉
 発生未確認期
 海外発生期
 国内発生期
 県・市内発生期
 大規模流行期
 まん延沈静期

4 危機管理体制

発生段階に応じて、全庁的な体制で対応する。
 ○発生未確認期、まん延沈静期
 「津市新型インフルエンザ対策推進会議」
 ○海外発生期～大規模流行期
 「津市新型インフルエンザ対策本部」

5 対策の主要項目

- (1) 情報の収集、分析及び提供
迅速かつ正確な取扱い
- (2) 市民生活の安定
予防及びまん延防止、社会機能維持等の対策
- (3) 事務執行体制の維持
市民生活の安定と公務執行の確保のための対策

6 対策を有効なものとするために

- (1) 市民及び事業者の協
理解と協力、情報の公開
- (2) 計画の見直し
状況に応じて適宜実施
- (3) 各部等の役割
マニュアルの作成、修正

第2章 発生段階における対応

発生段階	目標と主な対策の方針
1 発生未確認期	準備対策（マニュアル等の作成）、必要な資機材の備蓄、市民への啓発等
2 海外発生期	対策本部の設置、対策の継続・強化及び見直し、市民・事業者への注意喚起等
3 国内発生期	対策本部の強化、不要不急の外出の自粛、学校等の臨時休校の検討等
4 県・市内発生期	対策の充実・強化、各部等の業務の休止・縮小等
5 大規模流行期	対策の継続、事業者への臨時休業の要請、人員不足による職員の部間調整等
6 まん延沈静期	流行再発への警戒、復旧等

I 市行動計画の作成

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」第8条の規定により、三重県が策定した「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、「津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 (1) 感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康を保護する (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となる対策を講じる	2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 (1) 基本的人権の尊重 (2) 危機管理としての特措法の性格 (3) 関係機関相互の連携協力の確保 (4) 記録の作成・保存	3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 〈津市における被害想定〉 医療機関受診者数 29,000人～57,000人 入院患者数 1,200人～4,500人 死亡者数 380人～1,500人
--	---	--

- 4 対策推進のための役割分担
- (1) 国の役割
地方公共団体及び指定公共機関が行う対策の支援等
 - (2) 県の役割
国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保、感染拡大抑制に関する対応等
 - (3) 津市の役割
平時における感染症予防啓発、緊急時におけるワクチン接種や生活支援、要援護者への支援等
 - (4) 医療機関の役割
医療資器材の確保、診療継続計画の策定、医療連携体制整備への協力等
 - (5) 指定（地方）公共機関の役割
新型インフルエンザ等対策の実施等
 - (6) 登録事業者の役割
職場における感染対策の実施、重要業務継続の準備等
 - (7) 一般の事業者の役割
職場における感染対策、感染防止措置の徹底等
 - (8) 市民の役割
個人レベルでの感染対策の実践

- 5 主要7項目
- (1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) まん延防止 (5) 予防接種 (6) 医療 (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

III 発生段階における対応

発生段階	目標と主な対策の方針
1 未発生期	発生に備えての初動体制確立、国・県と連携を図った情報収集、市民の相談窓口の体制整備、特定接種、予防接種の体制整備、物資及び資材の整備等
2 県内未発生期	市ホームページ等での情報提供、市民からの相談窓口を設置、不要不急の外出自粛要請、廃棄物処理体制の準備、特定接種開始等
3 県・市内発生早期	対策本部設置（緊急事態宣言が出された場合、特措法に基づく対策本部設置）、学校等での集団発生状況の把握強化、要援護者や観光旅行者への情報提供、感染性病原体を含む廃棄物の処理、住民接種の実施体制の整備及び接種、物資及び資材の確保等
4 県・市内感染期	学校等での集団発生状況の把握、要援護者や観光旅行者への情報提供、感染性病原体を含む廃棄物の処理、住民接種の実施体制の整備及び接種、物資及び資材の確保等
5 小康期	相談窓口等の体制の縮小、第二波に備え予防接種の継続等

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行（平成25年4月13日）

津市新型インフルエンザ等対策行動計画策定スケジュール（案）

- | | | |
|---------|---------|--|
| 平成 26 年 | 8 月 5 日 | ・ 津市新型インフルエンザ等対策検討委員会
（有識者）第 1 回会議の開催 |
| | 8 月 7 日 | ・ 市議会への協議
（津市新型インフルエンザ等対策行動計画の
策定について） |
| | 9 月 中旬 | ・ 津市新型インフルエンザ等対策検討委員会
（有識者）第 2 回会議の開催 |
| | 12 月 下旬 | ・ 津市新型インフルエンザ等対策行動計画策定 |